公的研究費の不正使用防止管理責任体制

公的研究費の管理責任体制図及び職務内容

最高管理責任者
（学　長）
（規程第４条関係）

・本学全体を統括し，公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
・不正防止対策の基本方針を策定・周知する。

統括管理責任者
（管理運営担当理事・事務局長）
（規程第５条関係）

・最高管理責任者を補佐し，公的研究費の運営・管理について実務上の統括を行う。
・不正防止対策の基本方針に基づき，具体的な対策を策定・実施し，状況確認を行い，最高管理責任者に報告する。

研究費の不正使用防止推進責任者
（学長が指名する副学長）
（規程第６条関係）

・統括管理責任者の指示の下，
①不正防止対策を実施し，状況確認を行い，統括管理責任者に報告する。
②不正防止に関する教育を実施し，受講状況を管理監督する。
③公的研究費の管理・執行に対しモニタリングし，必要に応じて改善指導する。

不正防止推進室
（不正調査委員会）
（規程第 13 条関係）

・公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
・不正発生要因の把握及び不正発生要因に対する改善策に関すること。
・適切なチェック体制の構築や学内のルールの統一についての提言に関すること。
・行動規範の策定及び浸透を図るための方策の推進に関すること。
・不正防止計画の作成・実施及び改善に関すること。
・不正防止計画を具体的に実行するための運用ガイドラインを策定に関すること。
・不正防止に対する実施体制の整備及び自己評価の確認に関すること。
・不正調査委員会に関すること。
・その他不正防止の推進に当たり必要な事項に関すること。

不正通報窓口
（不正防止推進室）
（規程第 16 条関係）

・通報内容を最高管理責任者に報告する。
・通報者の保護を徹底する。
・誹謗中傷等から被告発者を保護する。

監　　査　　室
（規程第 19 条関係）

・会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか，体制の不備の検証を行う。
・不正発生要因に応じた内部監査の実施を行う。
・不正防止計画の実行に対しモニタリングを行う。

検収（嬉野台地区）
・検収センター
（附属図書館及び施設管理課が所掌する工事，役務を除く嬉野台地区の納品物品等検収の実施）
検収（上記以外）
・検収職員
（検収センターの検収以外）

・納品物品等の検収を行う。

相　談　窓　口
（規程第 17 条関係）

・申請関係相談窓口
・予算管理関係相談窓口
・資金使用関係相談窓口